

倒産・解雇・雇い止めなどによる離職をされた方を対象とした国民健康保険税の軽減措置があります

軽減対象となる方

スマホやPCでの電子申請は
こちらから→



離職の翌日から翌年度末までの期間において

(1) 雇用保険の特定受給資格者（離職理由コード：11, 12, 21, 22, 31, 32）

(2) 雇用保険の特定理由離職者（離職理由コード：23, 33, 34）

として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

離職理由コードは、ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」でご確認ください。

※以下のどちらかである場合は対象となりません。

・離職日の翌日において65歳以上の方（雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の右上に「高」マークがある方）

・特例受給資格者（雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の右上に「特」マークがある方）

前年の給与所得を30/100とみなして国民健康保険税を計算します

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

この軽減措置が適用となった場合、そのうちの「給与所得」の額を30/100とみなして算定を行います。

具体的な軽減額については、国保年金課賦課担当にお問い合わせください。

軽減の期間は、離職の翌日から翌年度末までの期間です

・軽減される期間は、離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

（例：令和8年3月31日離職の場合、令和8年度と令和9年度の2か年度が軽減の対象期間となります。）

・雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

・手続きが遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。この場合、手続きした月の翌月以降の税額が調整されます。

・国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」をお持ちになり、申告してください

★軽減を受けるには申告が必要です★

世帯主や同じ世帯のご家族の方が、軽減の対象となる方の「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」を持参して、窓口で申告してください。電子申請も可能です。

※秋田市に転入された方で、今までお住まいの市町村ですでに申告していた場合も、秋田市の国民健康保険に加入された場合はあらためて申告が必要となります。

※申告のお手続きの翌月、税額に変更が生じた方は、納税通知書が送付されます。

＜受付場所＞

秋田市役所国保年金課、北部・西部・河辺・雄和・南部各市民サービスセンター（南部別館では受付しておりません）、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所

お問合せ先

秋田市役所 国保年金課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5632